

安城市宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第9号の規定により規則で定める値を定める規則をここに公布する。

令和7年2月18日

安城市長 三星元人

## 安城市規則第2号

安城市宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第9号の規定により規則で定める値を定める規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第8条第9号の規定により規則で定める値は、次の各号のいずれにも該当する特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。）に関する工事に限り、1メートルとする。

- （1）農地等（法第2条第1号に規定する農地等をいう。）において行うものであること又は宅地（法第2条第1号に規定する宅地をいう。以下同じ。）を宅地以外の土地にしないものであること。
- （2）工事を行う土地の勾配が、5パーセント以下であること。

### 附 則

この規則は、令和7年5月9日から施行する。